

要件事項	<p><航空／海上共通業務> 「時間外執務要請届（OSA）」業務の仕様変更（執務時間内での実施可能化）</p>
機能概要	<p><変更前仕様> 届出時間帯（＝時間外対応を求める時間帯）が申告先官署（＝届出先官署）の執務時間内の場合は、「時間外執務要請届（OSA）」業務を実施することができない。</p> <p><変更後仕様> 届出時間帯（＝時間外対応を求める時間帯）が申告先官署（＝届出先官署）の執務時間内であっても「時間外執務要請届（OSA）」業務等を実施できるように変更する。</p>

1. 変更内容

(1) オンライン業務の変更

(A) 届出時間帯の入力仕様の変更

届出時間帯の入力内容について、以下の変更を行う。

なお、全官署（24時間官署、平日延長官署を含む）について、同じ入力内容とする。

(a) 入力可能とする届出時間帯

① 一般執務時間に登録された時間帯を除く時間帯

※2018年06月07日時点の登録内容では、

平日は8:30-17:00以外（8:30、17:00を含む）

土日祝日は0:00-23:59（24時間入力可能）

の入力が可能となる。

② 業務実施日の一般執務時間帯終了時刻以降、翌一般執務時間帯開始時刻までの時間帯

※2018年06月07日時点の登録内容では、以下のとおり。

<入力チェック例1（2018年06月07日 16:30に時間外執務要請届（OSA）業務実施（翌日が平日の場合）>

下記の期間・時刻にて届出時間帯（開庁開始年月日・時刻、及び、開庁終了年月日・時刻の入力が可能となる。

2018/6/7 17:00～2018/6/8 08:30

の入力が可能となる。

<入力チェック例2（2018年05月02日 16:30に時間外執務要請届（OSA）業務実施※5/3～6が休日扱いの場合）>

下記の期間・時刻にて届出時間帯（開庁開始年月日・時刻、及び、開庁終了年月日・時刻の入力が可能となる。

2018/5/2 17:00～2018/5/7 08:30

※5/7 08:30以降の年月日時刻が入力された場合は、入力エラーとする。

③ 業務実施日・時刻以降の時間帯【既存機能】

時間外執務要請届（OSA）業務等を行った時刻以降の入力を可能とする。

(b) 届出時間帯（開庁開始年月日・時刻、及び、開庁終了年月日・時刻）の相関チェック

【既存機能】

開庁開始年月日・時刻、及び、開庁終了年月日・時刻において、以下の条件に合致しない場合は、業務エラーとする。

・開庁開始年月日・時刻 < 開庁終了年月日・時刻

また、時間外執務要請届関連業務における変更内容は以下のとおりとなる。

対象業務	届出時間帯	業務実施時間帯
時間外執務要請届（OSA）	上記（a）の内容に変更	変更対象外
時間外執務要請延長届（OSE11／OSE）	上記（a）の内容に変更	変更対象外

(c) 入力ガイド・エラーメッセージの変更

入力内容のチェック処理の変更に伴い、OSAの入力ガイド、及び、エラーメッセージの変更を行う。

(d) 提出時間帯の入力例

本変更後の提出時間帯の入力内容は「別紙_提出時間帯の入力例」のとおりとなる。

2. 変更対象業務

<オンライン業務>

- ・「時間外執務要請届（OSA）」業務
- ・「時間外執務要請延長届（OSE11/OSE）」業務

3. 特記事項

パッケージソフトのバージョンアップが必要。

なお、入力ガイド、及び、エラーメッセージについては日付制御を行わないため、利用者による端末ダウンロードが行われた時点で反映される。

4. リリース予定日／サービス開始予定日

平成30年12月20日（木）オン中リリース（19:00～21:00）